

広島県教育委員会規則第十一号

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成二十四年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一級の項中

「山県郡安芸太田町立簡賀中学校

」を

「山県郡安芸太田町立簡賀中学校

」に改める。

” ” 戸河内中学校

別表第四の準へき地学校の項中

「山県郡安芸太田町立戸河内中学校

」を削る。

附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後のへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。